

ざいりゅうてつづき
⑦ 在留手続

なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
名古屋出入国在留管理局 ☎ 052-559-2150

ざいりゅう
■ 在留カード

にほん ちゅうちようきかん げつ なが す がいこくじん ざいりゅう
日本に中長期間（3か月より長く）住む外国人は「在留カード（IDカード）」をもらいます。とても大事なカードです。

なまえ せいねんがっぴ じゅうしょ こくせき ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん か
名前、生年月日、住所、国籍、在留資格や在留期間などが書いてあります。

さいいじょう ひと も
16歳以上の人はいつも持っていてください。



ざいりゅう
■ 在留カードをなくしたとき

にゅうかん い あたら ざいりゅう か い ない い
入管に行って新しい在留カードをもらいます。（14日以内に行きます。）

も 持っていくもの	しゃしん まい ・写真 1枚 いしつぶつとどけでしやうめいしょ ・遺失物届出証明書 など
--------------	---



う あか ざいりゅう
■ 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

にほん あか う う にち なが にほん
日本で赤ちゃんが生まれて、生まれてから60日より長く日本にいたときは、入管に行って赤ちゃんの在留カードをもらいます。（生まれてから30日以内に行きます。）

も 持っていくもの	しゅっしょうとどけじ ゆりしやうめいしょ しゅっしょうとどけきさいじこうしやうめいしょ ・出生届受理証明書または出生届記載事項証明書 せたいぜんいん じゅうみんひよう ・世帯全員の住民票 も あか ・（持っていたら）赤ちゃんのパスポート など
--------------	--



そうだん 相談するところ	がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 ☎ 03-5796-7112（IP, 外国から） げつ きん 8:30～17:15
-----------------	--



⑧ひっこしをするとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

■伊賀市から別の市に引越す（転出）

ひっこしをする前に、市役所に「転出届」を出します。（30日前から出せます。）「転出証明書」をもらいます。

も 持っていくもの	・ パスポート ・ 在留カード ・ マイナンバーカード（持っている人）
--------------	---

引越してから、引越した市の市役所に「転入届」を出します。（14日以内に出します。）伊賀市でもらった「転出証明書」も出します。

■伊賀市の中で引越す（転居）

引越してから市役所に「転居届」を出します。（14日以内に出します。）

も 持っていくもの	・ パスポート ・ 在留カード ・ マイナンバーカード（持っている人） ・ 国民健康保険証や医療費受給者証など （前の住所が書いてあるもの）
--------------	--

⑨だれかが亡くなったとき

じゅうみんか
住民課

☎ 0595-22-9645

亡くなったことを知った日から7日以内に市役所に「死亡届」を出します。

も 持っていくもの	しぼうしんだんしょ 死亡診断書 または したいけんあんしょ 死体検案書
--------------	-------------------------------------

※亡くなった人の在留カードはどちらかの方法で入管に返します。

・ 家の近くの入管で返します。

・ 手紙で書類と一緒に返します。こちらを見てください☞



サインの代わりに印鑑（ハンコ）を使います。市役所に登録した印鑑を「実印」と言います。

家を買う時や車の登録など、大切な書類には「実印」を使います。

印鑑を登録すると「印鑑登録証」がもらえます。「印鑑登録証」は「印鑑登録証明書」をとる時に使います。

■印鑑を登録するとき

とうろく 登録できる人	さいいじょう 15歳以上 (※15歳以上でも、できないときがあります)
とうろく 登録できる いんかん 印鑑	じゅうみんひょう とうろく なまえ つうしょうめい なまえ よ かた 住民票に登録している名前や通称名、名前の読み方 をカタカナであらわしたものの。
も 持っていくもの	とうろく いんかん ざいりゅう 登録する印鑑・在留カード
はら かね 払うお金	えん 300円

■印鑑登録証明書を取るとき

も 持っていくもの	いんかんとうろくしょう ざいりゅう 印鑑登録証・在留カード
はら かね 払うお金	まい えん 1枚300円

じゅうみんとうろく ひと せいど
住民登録のある人にはマイナンバー（個人番号）という番号があります。

けた ばんごう ばんごう ひと ちが
12桁の番号です。この番号は1人ずつ違います。



■ マイナンバーが必要なとき

ぎんこう しょうけんがいしゃ
銀行や証券会社など

- がいく かね おく
・ 外国にお金を送るとき
- がいく かね おく
・ 外国からお金を送ってもらうとき
- こうざ
・ 口座をつくる時

しやくしよ
市役所

- しゃかいほけん ぜいきん しょうい だ
・ 社会保険や税金の書類を出すとき

かいしゃ みせ
会社やお店

- はたら はじ
・ 働き始めるとき
- などです。

■ マイナンバーカード

- しやくしよ しんせい
・ 市役所で申請するとマイナンバーカードがもらえます。
- つく おりよう えん
・ カードを作るのは、無料（0円）です。
- しょうめい りよう
・ マイナンバーの証明として利用できます。
- ぜんこく じゅうみんひょう うつ
・ カードがあると、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し
いんかんとろくしょうめいしよ はっこう
や印鑑登録証明書などの発行ができます。
- ざいりゅうきかん ひと ゆうこうきかん ざいりゅう
・ 在留期間のある人のマイナンバーカードの有効期間は、在留
きかん おな
期間と同じです。

⑫ごみ

■集積場（決められたごみを出す場所）でのごみ出し

ごみは種類ごとに分けます。決められた日に出します。

ごみの分け方をくわしく見るができます。

ごみの種類 ごみの出し方 ごみを出す日 	住んでいる地区で決まっています。 ごみカレンダーやごみアプリで確認してください。 (ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語で見ることができます。)    iPhone Android
ごみを出す場所	自治会に入っている人は自治会長や近所の人に確認してください。 アパートに住んでいる人は管理会社や大家に確認してください。
相談するところ 	さくらリサイクルセンター（青山地区以外） ☎ 0595-20-9272 伊賀南部クリーンセンター（青山地区） ☎ 0595-53-1120

■ごみを処理施設に直接持って行きたいとき

（青山地区以外の人）

※手数料は施設に直接聞いてください。

も 持って行くところ	ごみの種類
さくらリサイクルセンター (伊賀市治田3547-13) ☎ 0595-20-9272	燃えるごみ、リサイクルごみ、大きいごみなど ※必ず種類ごとに分けて持っていきます。 ※自分で家をリフォームした時に出るごみ（建築廃材）や 車の部品など、処理できないごみもあります。
不燃物処理場 (伊賀市西高倉4631) ☎ 0595-23-8991	ブロック、瓦、土砂など ※処理できないごみもあります。

も い 持って行くところ	しゅるい ごみの種類
い が なんぶ 伊賀南部クリーンセンター ☎ 0595-53-1120	も も ようきほうそう 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、 しげん そだい 資源ごみ、粗大ごみ ※ かなら しゅるい わ も 必ず種類ごとに分けて持っていきます。

■ そだい だ かた 粗大ごみの出し方

タンス・ベッドや自転車などの粗大ごみは、家の前まで取りに来てくれます。予約が必要です。

よやく ほうほう 予約の方法	① そだい うけつけ でんわ 粗大ごみ受付センターに電話します。 ② じゅうしょ なまえ でんわばんごう と き 住所・名前・電話番号・取りに来てもらうものと数を つた へんえます。取りに来てくれる日と、ごみを出す場所を き 聞きます。 ③ し やくしょ おお 市役所や大きなスーパーのサービスカウンターで 「そだい しよりけん 粗大ごみ処理券」(シール)を買います。 ④ そだい しよりけん なまえ か は 粗大ごみ処理券に名前を書いてごみに貼ります。 ⑤ と き ひ あさ じ あおやま ち く じ ふん 取りに来てくれる日の朝9時(青山地区は8時30分) までにごみを出します。
はら かね 払うお金など	・ かい よやく こ もう こ 1回の予約で5個まで申し込むことができます。 ・ そだい しよりけん まい えん 粗大ごみ処理券は1枚200円です。 ・ かなら よやく もう こ かず おな かず しよりけん 必ず予約をしてから、申し込んだ数と同じ数の処理券 か を買います。 (つか しよりけん かね かえ 使わなかった処理券のお金は返してられません。)
そうだん 相談する ところ	い が ほうぶ そだい うけつけ あおやま ち く いがい 伊賀北部粗大ごみ受付センター(青山地区以外) ☎ 0595-20-1255 い が なんぶ そだい うけつけ あおやま ち く 伊賀南部粗大ごみ受付センター(青山地区) ☎ 0595-64-8700

⑬ 近所の人（近くに住む人）との交流

- ・ 近所の人に会ったら、あいさつをしましょう。
- ・ 分からないことがあったら、近所の人に聞きましょう。



自治会

近所の人たちが集まって、みんなが安心して住みやすいまちにするため、いろいろな活動を行います。「自治会」に入って、いろんな活動に参加しましょう。そして、地域の一員になりましょう。

自治会に入るには	・ 自治会長に相談します。 ・ 自治会長が誰か分からないときは、近所の人や市役所に聞きます。 住民自治推進課 ☎ 0595-22-9639
自治会のいいところ 	・ 近くの人と助け合うことができます。 ・ 市からのお知らせなどを回覧板で教えてくれます。 ・ 自治会のごみ集積場にごみを捨てることができます。
自治会費 (払うお金)	・ それぞれの自治会で金額が違います。 ・ 自治会長に聞きます。
自治会の活動	・ ごみ集積場の管理をします。 ・ 地域の公園や道路のそうじをします。 ・ 防災訓練（災害の時に安全に逃げる練習や火を消す練習）をします。 ・ お祭りなどのイベントをします。

⑭犬を飼うとき

市民生活課

☎ 0595-41-0931

犬を飼うとき、市役所に「犬の登録申請書」を出します。

登録する犬	生まれてから90日をこえた犬
払うお金	3,000円（1匹）かかります。
注射	毎年1回、狂犬病を防ぐ注射を犬にします。 (市役所からはがきが届きます。)
まもること 	・犬を散歩するとき、犬のふんはビニール袋などに 入れて持ちかえります。 ・家の外で犬を飼うときは、犬にリードをつけます。
犬が死んだら	犬が死んだときは、「犬の死亡届」を市役所に出します。 こちらからも出来ます。 
引っ越ししたら	引っ越ししたら、犬も住所変更が必要です。 ■伊賀市の中で引っ越ししたとき 伊賀市役所で手続きをします。 ■伊賀市外へ引っ越すとき 犬の登録をしたときに受け取った鑑札を持って、引っ越し先の市役所で手続きをしてください。
犬が逃げたら	犬が逃げたときは、保健所に連絡をしてください。 伊賀保健所 ☎ 0595-24-8080

⑮アパートなどを借りるとき (賃貸契約)

■必要なお金

やちん ちんりょう 家賃 (賃料)	- まいつきはら かね ・ 毎月払うお金です。 - にほん まえばら おお ・ 日本では、前払いが多いです。
しききん ほししょうきん 敷金 (保証金)	- いえ き はら ・ 家が決まったときに払います。 - げつ げつ やちん おな かね はら ・ 1か月から3か月の家賃と同じくらいのお金を払います。 - いえ か ひと やちん はら ・ 家を借りた人が家賃を払うことができないときや、 いえ か ひと ひっこ おおや いえ か 家を借りた人が引越したあとに、大家 (家を貸す ひと いえ こわ よご なお 人) が、家の壊れたところや汚れたところを直すた めに使います。 - つか かね かえ ・ 使わなかったお金は返してくれます。
れいきん 礼金	か いえ き はら れい かね ・ 借りる家が決まったときに払う お礼のお金です。
ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料	いえ しょうかい ふどうさんがいしゃ はら かね ・ 家を紹介した不動産会社に払うお金です。
かんりひ きょうえきひ 管理費 (共益費)	かいだん ろうか つか ばしょ でんきだい ・ 階段や廊下など、みんなが使う場所の電気代や、 そうじ はら かね 掃除のために払うお金です。
こうしんりょう 更新料	ちんたいけいやく お ひ こ おな いえ ・ 賃貸契約が終わっても、引っ越さないで同じ家に す やちん べつ はら かね 住むときに、家賃とは別に払うお金です。 (賃貸契約は2年間の場合があります。)

■ 民間住宅 みんかんじゅうたく

- ・ 大家 おおや から借 か ります。
- ・ 不動産会社 ふどうさんがいしゃ（家 いえ を借 か りたい人 ひと や家 いえ を買 か いたい人 ひと に、いろいろな家 いえ を紹 しょう 介 かい する店 みせ）に行 い って、家 いえ を探 さが します。

■ 公営住宅 こうえいじゅうたく

- ・ 市営住宅 しえいじゅうたく（市 し が貸 か す部屋 へや）と 県営住宅 けんえいじゅうたく（県 けん が貸 か す部屋 へや）があり
ます。
- ・ 住 す むところに困 こま り、お金 かね があま ひと りない人 ひと が、安 やす く借 か りることがで
きます。
- ・ 借 か りるには、いろいろな きま か りがあります。

	市営住宅 しえいじゅうたく	県営住宅 けんえいじゅうたく
募集 ぼしゅう するとき	7 月 がつ 、1 月 がつ	4 月 がつ 、7 月 がつ 、10 月 がつ 、1 月 がつ
相談 そうだん するところ	住宅課 じゅうたくか ☎ 0595-22-9737	伊賀南部不動産事業 い がなんぶふどうさんじぎょう 協同組合 きょうどうくみあい ☎ 059-221-6171

■ アパートなどに住 す むときのルール

- ・ 大家 おおや に言 い わないで、ほかの人 ひと と住 す んだり、他 ほか の人 ひと に貸 か してはいけません。
- ・ 勝手 かって に部屋 へや をリフォー み ムしてはいけません。
- ・ 大 おお きな音 おと や声 こえ を出 だ してはいけません。（特 とく に夜 よる の 8 時 じ から朝 あさ の 7 時 じ まで）

- × 大 おお きい声 こえ で話 はな す。
- × 大 おお きい音 おと で音 おん 楽 がく を聞 き いたり、テレ み ビを見 み たりする。
- × パー うた ティーをし おど て歌 うた ったり踊 おど ったりする。
- × ギ が ターなどの楽 が 器 き を使 つか う。

⑩電気・ガス・水道（下水道）・携帯電話（スマートフォン）

■電気

- ・電気の利用は、不動産会社または大家に聞いてください。
- ・停電の情報を見ることができます。

ちゅうぶでんりょく
中部電力

ていでんじょうほう し
停電情報お知らせサービス



iPhone



Android

■ガス

- ・家で使うガスは「都市ガス」と「プロパンガス」の2種類あります。
- ・住むところで、ガスの種類が違います。
- ・ガスの種類とガスの器具が違っていると危険です。必ず不動産会社または大家に確認してください。

■水道（下水道）

- ・引っ越しのときは、必ず2～3日前までに水道（下水道）の使用開始・中止の連絡をします。

つか 使うとき	じょうげすいどう きゃくさま でんわ すいどう げすいどう ・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道） を使うことを伝えます。
つか 使うのを やめるとき	じょうげすいどう きゃくさま でんわ すいどう げすいどう ・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道） の使用をやめることを伝えます。 ※使うのをやめても連絡をしないと、料金がかり ます。

りょうきん はら かた 料 金 の 払 い 方	いづれかの方法で払います。 こうざふりかえ ①口座振替 あなたの口座から引いて払います。 (銀行や郵便局で申し込みをします。) のうふしょ ②納付書 納付書が届きます。銀行、郵便局、コンビニエンス ストア、スマートフォンアプリなどで払います。 ③クレジットカード あなたのクレジットカードで払います。 (パソコンやスマートフォンなどから申し込みを します。)
そうだん 相 談 す る と こ ろ	じょうげすいどう きゃくさませんたー 上下水道お客様センター ☎ 0595-24-0013

けいたいでんわ ■携帯電話（スマートフォン）のこと

けいやく ひつよう 契約に必要なもの	ざいりゅう ・ 在 留 カード ぎんこうこうざ ・ 銀行口座またはクレジットカード (※パスポートが必要な時もあります)
まもること	じぶん なまえ けいやく 自分の名前で契約したスマートフォンを他の人に あげたり、売ったりしてはいけません。犯罪です！！
そうだん 相 談 す る と こ ろ	でんわがいしゃ 電話会社のホームページなどで確認してください。